

令和7年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率一覧

1、健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	監査実施
		5.2		未
(15.00)	(20.00)	(25.00)	(350.00)	

2、資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考	監査実施
【記載例】 水道事業特別会計	—	令第17条(第1号)の規定により事業の規模を算定	済
水道事業会計	—	令第17条(第1号)の規定により事業の規模を算定	未
温泉事業会計	—	令第17条(第1号)の規定により事業の規模を算定	未

※制度解説は別添資料を参照ください。

【制度解説】

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、地方財政再建促進特別措置法（昭和 30 年法律第 195 号。以下「再建法」という。）による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところです。

地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成 18 年 8 月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成 18 年 12 月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられました。この中でこれまでの制度については、わかりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言されました。

この結果を踏まえ、第 166 回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法案は国会審議を経て平成 19 年 6 月 15 日に可決・成立し、平成 19 年 6 月 22 日に公布されました（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号。以下「健全化法」という。）。

また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成 19 年 12 月 28 日政令第 397 号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成 20 年 2 月 5 日総務省令第 8 号）などにより定められています。

2 健全化判断比率の公表等

(1) 健全化判断比率の内容

健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の 4 つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

① 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

③ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模*に対する比率

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模*に対する比率

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

(健全化判断比率の概要)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{array}{r} \text{総括表②より 7 年度決算数字} \\ -336,855 \text{ 千円} \\ \hline 2,989,934 \text{ 千円} \end{array} = -11.26\%$$

・一般会計等の実質赤字額

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

河津町の一般会計等とは、一般会計＋駅広会計＋土地取得特別会計
実質赤字の額は総括表②により河津町はありません。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{array}{r} \text{総括表②より 7 年度決算数字} \\ -1,405,564 \text{ 千円} \\ \hline 2,989,934 \text{ 千円} \end{array} = -47.00\%$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- 二 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\begin{array}{l} \text{実質公債費比率} \\ \text{(3 か年平均)} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－} \\ \text{(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模－} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- 二 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

総括表③

$$\begin{array}{r} \text{①～⑦合計} - \text{⑧～⑪合計} \\ \hline \text{⑫～⑭合計} - \text{⑨～⑬合計} \end{array}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額} \\ \text{＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模－} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

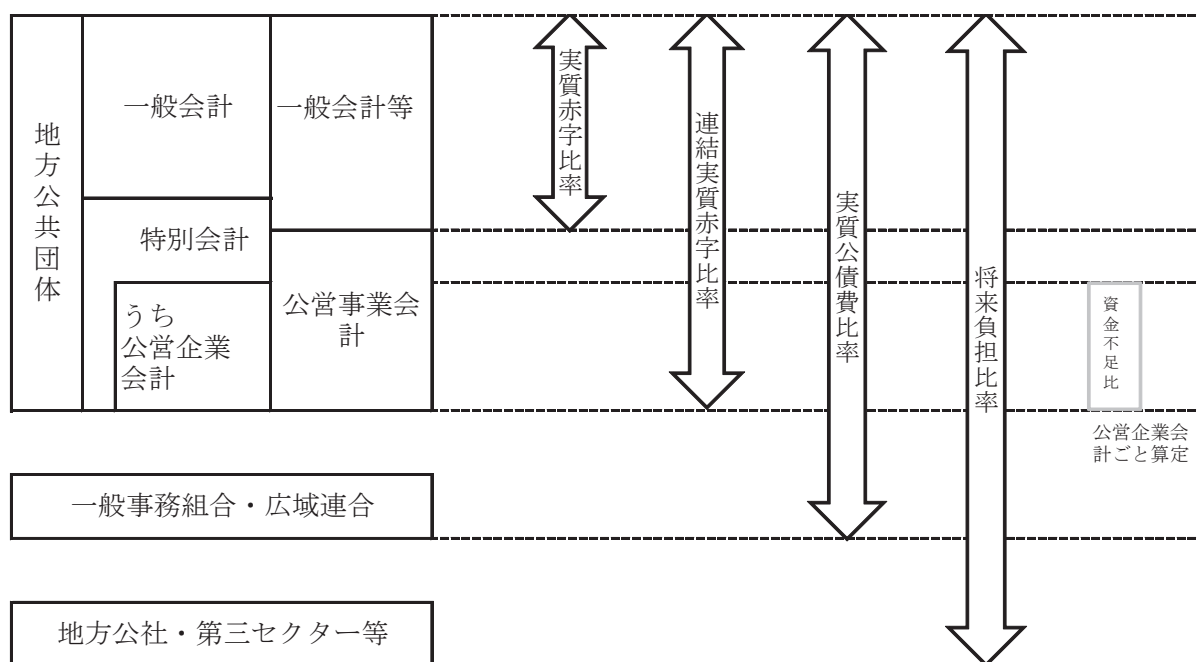
・将来負担額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- 二 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

(2) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりです。



3 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

(資金不足比率の概要)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債〔控除企業債等控除後〕＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

※法非適用企業はありません

※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

資金不足計算（資金不足比率等に関する算定様式より（A3 様式））

	流動負債（控除企業債等控除後）		建設改良費以外の起債現在高		流動資産		資金不足額
○水道事業会計	15,297 千円	+	0	－	204,831 千円	=	△189,534 千円
○温泉事業会計	5,668 千円	+	0	－	699,210 千円	=	△693,542 千円

※上記により水道事業会計及び温泉事業会計は、資金の不足額はありません。

【用語説明】

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、地方財政統計で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはしません。

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実施赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

なお、地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により、平成21年度までの特例として、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれています。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体として赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）があります。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）があります。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累計不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。

借入金(地方債)の返還額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられている地方財政法の実質公債費比率と同じです。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

健全化判断比率の状況

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	6.0%	6.2%	5.9%	5.7%	5.2%
将来負担比率	22.6%	10.5%	—	—	—

資金不足比率の状況

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算	令和7年度決算
水道事業会計	—	—	—	—	—
温泉事業会計	—	—	—	—	—

総括表① 健全化判断比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

（単位：％）

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
223026	静岡県	河津町	－	－	5.2	－
団体区分	5.町村					

↑※必ず選択して下さい。

（単位：％）

標準財政規模 （千円）	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
2,989,934	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	335,891	11.2
	河津駅前広場整備事業会計	605	0.0
	土地取得特別会計	359	0.0
	小 計	336,855	11.3
標準財政規模		2,989,934	100.0
実質赤字比率（％）		-11.26	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	1,117	0.0
	介護保険特別会計	179,342	6.0
	後期高齢者医療特別会計	5,174	0.2

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は**負の値**で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	189,534	6.3
	温泉事業会計	693,542	23.2
法 非 適 用 企 業			
合 計		1,405,564	47.0
標準財政規模(再掲)		2,989,934	100.0
連結実質赤字比率（％）		-47.00	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和7年度決算)

Ver.07.00

団体名 静岡県河津町

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和5年度	311,913			1,577	48,935			26	28,754	194,778	4,656
令和6年度	299,152			1,360	70,874			26	31,906	190,548	4,925
令和7年度	310,001			1,410	69,898			630	34,407	207,491	5,128

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和5年度	1,207,624	1,548,286	17,199
令和6年度	1,222,048	1,631,519	8,312
令和7年度	1,251,911	1,738,023	

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和5年度	5.27368
令和6年度	5.46521
令和7年度	4.87268

実質公債費比率 (3か年平均)
5.2

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担行 為に係るもの(省 令第7条第2号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)	
令和5年度										
令和6年度										
令和7年度										

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
3,390,915	0		956,121	740,636	0	0	0	0	0	0	

(分母比)

(単位:千円)

(単位：千円)			
充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
2,194,210	0	0	3,191,227

(分母比)

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B		A − B			将来負担比率 (%)
5,087,672	186	5,385,437	196	-297,765	-11		—
				=		=	
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D		C − D			
2,989,934	109	247,026	9	2,742,908	100		-10.8